

(別添1)

令和2年度老人保健健康増進等事業

高齢者のターミナル期のケアに関する調査研究

公益社団法人 全日本病院協会

1. 本調査研究の目的

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まい（以下、本報告書では「高齢者住宅」と総称する）の増加が著しい。国民の多くが住み慣れた自宅で最期を迎えることを希望している中で、こうした高齢者住宅も「終の棲家」の選択肢の一つとなっている。

しかし、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者住宅は、特定施設の指定を受けていない場合、看護職員の配置が施設要件とされていない一方で、医療機関、訪問看護ステーション等との連携が認められる範囲が広い。介護職員は研修を受けた場合のみ、痰の吸引等の一部の医療行為を行うことができる。

限られた医療資源の中で、看取りの場の確保が課題となりつつある。本事業は、増加する高齢者住宅の「終の棲家」としての看取りへの対応を主眼に、実態把握と今後の取り組みの推進を図ることを目的とした。

本人の意思を尊重した看取りを推進し、高齢者住宅等における看取りに関する指針やマニュアルの質を担保していくため、高齢者住宅の看取りの指針やマニュアルを収集し、医学的な見地も踏まえながら必要な項目等を整理し、質の向上に資する指針・マニュアルのモデルを作成した。

2. 本調査研究の主な結果

- ①提供できる医療の内容は施設類型によって異なり、医療職の配置が必須となっている特養・特定施設において、各医療処置等について提供可能と回答した割合が高い傾向にあった。非特定のサ高住・有料老人ホームにおいては、全体的に非特定の有料老人ホームの方が医療提供を行える割合が高かった。また、レスピレータ、人工呼吸器の管理や、気管切開の管理など、対応が難しい施設・高齢者住宅が多い項目では特養・特定施設に比べて非特定（サ高住・有老）の方が提供を行える割合が高く、外部機関との連携等の要因が考えられる。
- ②施設・高齢者住宅で看取りを行った人数は、特養が平均 7.26 人で最も多く、次いで特定施設が 3.34 人であった。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない高齢者住宅については、サ高住が 1.28 人、有料老人ホームが 1.79 人と、有料老人ホームの方が多かった。特養以外の施設・高齢者住宅について、協力医療機関や連携している訪問看護ステーションが同一法人・系列法人か、併設・隣接か否かで、看取った人数の比較を行ったところ、概ね同一法人・系列法人、併設・隣接の医療機関、訪問看護ステーションがある方が看取った人数が多い傾向であった。
- ③施設・高齢者住宅票において、新型コロナウイルス感染症による看取りへの影響があったと回答した施設のうち、影響の詳細をみると、総計では「看取り期にある入居者の面会の機会を確保することが難しくなった」と回答した割合が高く、66.9%であった。